賃　貸　借　契　約　書　（案）

柳川市（以下「発注者」という。）と●●（以下「リース業者」という。）と、株式会社ＢＣＣ（以下「機器搬入・設置・設定業者」という。）の取扱いにかかわる庁内ネットワーク機器（以下「機器」という。）リースについて次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条　この契約は、リース業者が機器を発注者に賃貸し、発注者はこれを賃借することを目的とする。

（機器の納入、設置）

第2条　この契約の対象となる機器は、庁内ネットワーク更新業務仕様書　別表２　調達機器一覧のとおりとし、その設置場所は柳川市役所柳川庁舎等、発注者が管理する施設とする。

（契約期間）

第3条　この契約期間は、契約締結の日から令和９年３月２６日までとし、リース期間は令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。

（賃貸借料）

第4条　機器の賃貸借料は月額●●円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2　本料金に付加される消費税及び地方消費税は月額●●円とする。本税率は１０％であるが、今後、税率の変更が生じ３者とも必要と認める場合はその税率に応じて税額の変更を行うものとする。

（費用の負担）

第5条　機器の納入に必要な運送費はリース業者又は機器搬入・設置・設定業者の負担とする。

（契約保証金）

第6条　柳川市契約事務規則第 29 条第 3 号の規定に基づき、契約保証金は免除する。

（賃貸借料等の請求及び支払）

第7条　賃貸借料の請求は、別紙の通りとし、リース業者の請求に基づき支払うものとする。

2　発注者はリース業者から適法な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に当該請求金額をリース業者に支払わなければならない。

3　発注者の責に帰すべき理由により、第２項の支払約定期間内に第４条第１項の賃貸借料が支払われなかったときは、リース業者は発注者に対して支払期日到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し政府契約の支払遅延に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

（機器の保守）

第8条　機器搬入・設置・設定業者は、発注者が本機器を正常かつ円滑に使用できるように

５年間の保守責任を負うものとする。

（機器の取替え又は改造）

第9条　機器の取替え又は改造は、発注者、リース業者並びに機器搬入・設置・設定業者（以下「受注者」という。）、協議の上行うものとする。

2　機器の取替え又は改造によって契約内容を変更する必要が生じた場合、変更契約の締結を行うものとする。

（瑕疵担保）

第10条　機器が隠れた瑕疵により運転及び操作に不能が生じた場合、その補修、交換等については機器搬入・設置・設定業者の責任で行うものとする。

2　納入された機器の内、総数の 10%以上の機器で同一原因による故障が発生した場合は、初期不良として納入された機器を全部入れ替えるものとし、これに必要な費用については機器搬入・設置・設定業者が負うこととする。

（機器の移転）

第11条　発注者の都合により機器を第 2 条に掲げる設置場所から移転する必要が生じた場合は、発注者、受注者、協議の上行うものとする。この場合における機器の移転に要する費用は発注者の負担とする。

（機器の返還）

第12条　発注者の都合による契約の解除により機器を返還する場合は、発注者は他の機械器具の取り外し等によって機器を引き渡し当時の状態に戻すものとし、機器の返還に要する荷造り及び運送の費用は発注者の負担とする。

2　リース業者の都合による契約の解除に伴う機器の撤去に要する荷造り及び運送の費用はリース業者の負担とする。

（管理義務）

第13条　発注者は善良な管理者の注意をもって機器を管理するものとする。

（秘密の保持）

第14条　受注者は、この契約の履行にあたって知り得た発注者の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（保険）

第15条　リース業者は機器につき自己の負担で動産総合保険に加入するものとする。

（損害賠償）

第16条　リース業者は、発注者が重大な過失により機器に損傷を与えた場合は、その賠償を請求することができる。

2　前項の場合において動産総合保険で補填された損害額に対しては発注者に請求しないものとする。

（納期）

第17条　機器の納入期限は、原則として令和９年３月２６日とする。

（遅延利息）

第18条　発注者は、機器搬入・設置・設定業者がその責めに帰すべき理由によって機器の納入期限までにその納入を終わらなかったときは遅延利息を徴収する。

2　前項の遅延利息は、納入期限の翌日から起算し、機器の完納までの遅延日数に応じ、支払い総額に政府契約の支払遅延に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

（納期の延期）

第19条　発注者は、機器搬入・設置・設定業者の申請により、天災地変その他機器搬入・設置・設定業者の責めに帰すべき理由によらないで納入期限までに履行できないと認めたときは、納期の延期をすることができる。

（契約の解約）

第20条　発注者又は受注者は債務の不履行の場合を除き、契約期間中に契約の解除はできないものとする。

（違約金）

第21条　天災その他発注者の責めに帰することができない事由により、機器の利用ができなくなった場合を除き、発注者は、自己の都合により本契約を解除するとき、契約期間終了に至るまでの残存期間の賃貸借料総額を違約金としてリース業者に支払うものとする。

（信義則）

第22条　発注者、受注者は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（譲渡）

第23条　この契約に定める賃貸借の契約期間が満了した時は、満了日をもってリース業者は発注者に現状有姿のまま無償譲渡するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第24条　発注者、受注者は、原契約を履行するにあたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとする。

(1) 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること。

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事されていると認められること。

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 原契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであ

ること。

2　発注者、受注者は、相手方が次の号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せずに即時に原契約を解除することができるものとする。

(1) 第１項に違反したとき。

(2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

①　相手方に対する暴力的な要求行為。

②　相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③　相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為。

④　風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

⑤　その他前各号に準ずる行為。

3　第１項のいずれかに該当する事実が判明したときは、発注者、受注者は、その旨を直ちに書面で相手方に通知するものとする。

4　第２項に基づき原契約を解除された当事者は、相手方に生じた一切の損害を賠償するものとする。

5　第２項に基づき原契約を解除した当事者は、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

（協議）

第25条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、発注者、受注者、協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 3 通を作成し、発注者、受注者、記名押印のうえ各１通を保有する。

令和　８年　●月　●日

発注者

福岡県柳川市本町 87 番地 1

代表者　柳川市長　松永　久　　印

リース業者

●●

印

機器搬入・設置・設定業者

福岡県福岡市中央区六本松 2 丁目 12 番 19 号

株式会社ＢＣＣ

印

【別紙】　　支払明細表

（単位 ： 円、税別）

該当月	支払月	賃貸借料
令和 9 年度		
令和 9 年 4 月～6 月	令和 9 年 7 月	円
令和 9 年 7 月～9 月	令和 9 年 10 月	円
令和 9 年 10 月～12 月	令和 10 年 1 月	円
令和 10 年 1 月～3 月	令和 10 年 4 月	円
令和 9 年度合計		円
令和 10 年度		
令和 10 年 4 月～6 月	令和 10 年 7 月	円
令和 10 年 7 月～9 月	令和 10 年 10 月	円
令和 10 年 10 月～12 月	令和 11 年 1 月	円
令和 11 年 1 月～3 月	令和 11 年 4 月	円
令和 10 年度合計		円
令和 11 年度		
令和 11 年 4 月～6 月	令和 11 年 7 月	円
令和 11 年 7 月～9 月	令和 11 年 10 月	円
令和 11 年 10 月～12 月	令和 12 年 1 月	円
令和 12 年 1 月～3 月	令和 12 年 4 月	円
令和 11 年度合計		円
令和 12 年度		
令和 12 年 4 月～6 月	令和 12 年 7 月	円
令和 12 年 7 月～9 月	令和 12 年 10 月	円
令和 12 年 10 月～12 月	令和 13 年 1 月	円
令和 13 年 1 月～3 月	令和 13 年 4 月	円
令和 12 年度合計		円
令和 13 年度		
令和 13 年 4 月～6 月	令和 13 年 7 月	円
令和 13 年 7 月～9 月	令和 13 年 10 月	円
令和 13 年 10 月～12 月	令和 14 年 1 月	円
令和 14 年 1 月～3 月	令和 14 年 3 月	円
令和 13 年度合計		円